

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

2023年12月号 (Vol.35)

公益通報者保護法に関する裁判例の状況
～消費者庁による裁判例調査の結果公表を踏まえて～

I. 総論

II. 各論

1. 消費者庁が公表した裁判例の調査結果の概要
2. 論点1：3号通報の通報先該当性
3. 論点2：通報内容の真実相当性
4. 論点3：証拠資料の収集・持出行為

III. 結語

森・濱田松本法律事務所

弁護士 金山 貴昭

TEL. 03 6266 8930

takaaki.kanayama@mhm-global.com

弁護士 稲垣 尊仁

TEL. 03 6212 8308

takahito.inagaki@mhm-global.com

弁護士 梅津 英明

TEL. 03 6212 8347

hideaki.umetsu@mhm-global.com

I. 総論

2022年6月に改正公益通報者保護法が施行され、約1年半が経過しました。

改正法の施行前後においては、改正法により新たに導入された通報対応体制の整備義務や公益通報対応業務従事者に対する守秘義務への対応が注目されてきました。他方で、通報者保護に関する規定など、改正前から公益通報者保護法に規定されていたルールについても、改正法施行後も同様に適用されますので、その内容を正確に把握することは引き続き重要です。

この点、消費者庁は、2023年7月3日、公益通報者保護法が施行された2006年4月1日から2022年5月31日までの公益通報者保護法に関する裁判例の収集・分析を行いその結果を公表しました¹。今回、消費者庁が取りまとめた裁判例は、いずれも改正前の公益通報者保護法に関するものではありませんが、改正後の公益通報者保護法においても先例としての意義を有し、公益通報者保護法の解釈や適用のために重要となります。

本ニュースレターでは、消費者庁が公表した裁判例調査の結果を踏まえ、公益通報者保護法に関する実務上重要な論点に関する裁判例を紹介いたします。

II. 各論

1. 消費者庁が公表した裁判例の調査結果の概要

消費者庁が実施した今回の裁判例調査は、公益通報者保護制度の運用実態を把握し、今後の施策立案の参考とすることを目的としており、同調査では、2006年4月1日

¹ 消費者庁ホームページ (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research) にて、「国内調査」のうち「2022年度調査」として公表。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

から2022年5月31日までの裁判例²(労働者等から企業等の違法行為について行われた通報等について争われたもの)88件が収集されています。収集された裁判例は、「裁判例一覧³」にて裁判例の概要が一覧化され、「論点整理表⁴」にて論点ごとに整理・分析されています(以下、本ニュースレターで記載している裁判例の番号は、裁判例一覧及び論点整理表記載の番号です。)

以下では、論点整理表で記載されている論点のうち、①3号通報の通報先該当性、②通報内容の真実相当性、③証拠資料の収集・持出行為について、紹介します。

2. 論点1：3号通報の通報先該当性

(1) 論点の概要

公益通報者保護法では、公益通報の通報先は、①事業者(同法3条1号。いわゆる1号通報)、②権限を有する行政機関等(同法3条2号。いわゆる2号通報)、③その他事業者外部(同法3条3号。いわゆる3号通報)の3つが規定されています。このうち、③その他事業者外部については、「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」(同法3条3号)と規定されています。③その他事業者の例として、消費者庁は、「消費者利益の擁護のために活動する消費者団体」や「多数の者に対して事実を知らせる報道機関」などを例示していますが、同法3条3号は一般的な規定であって、その他事業者外部に該当するか通報先は必ずしも明確ではありません。そのため、どのような通報先がその他事業者外部に該当するかは、重要な論点の一つとなります。

(2) 裁判例の紹介及び分析

消費者庁が取りまとめた裁判例一覧に掲載されている複数の裁判例では、必ずしも3号通報先の該当性を直接的には論じてはいないものの、例えば、マスコミや警察は3号通報の通報先に該当することを前提として判断しています。他方で、3号通報の通報先の該当性を否定した裁判例も掲載されています。例えば、学校法人内部の事情を週刊誌に通報した事案(No.19及び25)では、「本件内部告発事実について原告から実名報道の了解を得ただけで、被告に対する反対取材(本件内部告発の裏付け取材)を全く行わないまま本件週刊誌を発刊しており、このような報道姿勢は極めて誤報を生む危険性の高い」ことから、公益通報者保護法3条3号の「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」には該当しないと判断しています。また、従業員が、親会社CEOや関連子会社経理担当者等にメールで会計処理に関する

² 全て改正前の公益通報者保護法下の事例で、審級別内訳は地方裁判所が62件、高等裁判所が26件。

³ 消費者庁ホームページ (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research/assets/research_230630_0002.pdf)。

⁴ 消費者庁ホームページ (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research/assets/research_230630_0003.pdf)。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

通報を行った事案（No.82）では、メールの宛先となった者のうち「特に関連子会社の者が上記の要件を満たすか疑問である」として、親会社 CEO については明確に判断しなかったものの、関連子会社の経理担当者が公益通報者保護法 3 条 3 号の通報先に該当しない可能性を示唆しています。

事例判断のため必ずしも汎用性が高い裁判例とはいえませんが、3 号通報の通報先の該当性に関する判断をしている裁判例は多くないため、参考になる裁判例といえます。

3. 論点 2：通報内容の真実相当性

(1) 論点の概要

公益通報として保護されるためには、公益通報者保護法が定める要件（以下「保護要件」といいます。）を満たしている必要があります。例えば、マスコミへの通報が行われた場合であっても、当該通報が保護要件を満たしていれば、通報者に対する解雇は無効となり、損害賠償請求は認められず、その他の不利益な取扱いも禁止されます。保護要件は通報先により異なりますが、通報先が、監督官庁などの行政機関への通報（2 号通報）の場合や、その他事業者外部（報道機関や消費者団体など）への通報（3 号通報）の場合には、通報対象事実が生じもしくは生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（以下「真実相当性」といいます。）が要件の一つとなっており、どのような場合に真実相当性が認められるかが、公益通報をめぐる裁判例でも重要な論点の一つとなります⁵。

(2) 裁判例の紹介及び分析

消費者庁が公表した「裁判例一覧」のうち、通報内容の真実相当性について判断が示された事例は 36 件⁶で、そのうち真実相当性が否定された裁判例は、13 件⁷でした。

真実相当性が肯定された事案では、通報当時において通報者が通報内容が存すると考える理由となった客観的な資料が存するケースが多く、そのような客観的資料がなく通報内容の確認を行っていない場合には真実相当性が否定されている例が多いです。このことから、真実相当性の有無の判断に当たっては、通報内容に係る客観的資料の有無が裁判上の重要な認定根拠の一つとなっていると考えられます。

また、真実相当性の立証が必要となる事実の範囲については、必ずしも通報された事実の全てについて真実相当性を立証しなければならないわけではなく、通報さ

⁵ 2号通報の場合、通報者の氏名・通報対象事実の内容等を記載した書面を提出する場合は、真実相当性は要件となりません。

⁶ 判断が示されなかったもの（No.8,13,87）、争点とならなかったもの（No.15,47,52,56）、内容が不明で通報対象事実として認められなかったもの（No.63,73）、既には正措置がとられていた又はほぼ解決済みであったとされたもの（No.32,33）は除いています

⁷ No.42 においては複数の通報内容の真実相当性が争点となり、一部について真実相当性が認められなかった事案ですが、真実相当性を否定する判示を含んだ裁判例という趣旨で「真実相当性が否定された裁判例」に含めて算出しております。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

れた事実の「重要な部分」(No.23)や「根幹的な部分」(No.30)について、真実相当性が立証されればよいと判断している裁判例も参考となります。

4. 論点3：証拠資料の収集・持出行為

(1) 論点の概要

論点2に記載のとおり、権限ある行政機関等やその他事業者外部への通報を行う場合には、真実相当性が認められなければ公益通報として保護されず、真実相当性の判断のためには客観的資料を確認したかが重要な判断要素となります。また、通報を受け付けた行政機関等やその他事業者外部としても、調査や報道等を行う上で、証拠資料等の客観的資料がなければ、通報に対して対応することが事実上困難な場合も多くあります。そのため、通報者が事業者の外部へ通報する場合には、その準備のために証拠を収集し、社外に持ち出す場合も少なくありません。

この点、公益通報者保護法は、保護要件を満たす公益通報を理由とした不利益取扱いを禁止することを定めていますが、証拠の収集や社外への持ち出しを直接保護する規定はありません。証拠の収集や社外への持ち出しが、社内の守秘義務違反等で懲戒処分の対象とされてしまうと、事実上、外部への通報ができなくなる場合も生じるため、これらの行為が保護されるかが外部への通報の実効性を確保する上で重要となります。

(2) 裁判例の紹介・分析

証拠資料の収集・持出行為が争点となった裁判例のうち、複数の裁判例において、証拠の収集・持出行為は「公益通報に付随する行為」「公益通報と因果関係を有する行為」等として、その違法性を阻却すると判断されています(No.2,3,6,9,12,77等)。

他方で、証拠資料の収集・持出行為が、公益通報目的ではないことやその必要性・相当性を欠いていることを理由に、違法性の阻却を認めなかった裁判例もあります。例えば、市区町村職員が、組合に対し、補助金の不適正運用に関する通報を行う際に、預金残高証明書の写しを交付した事案(No.13)では、「目的の関係でいえば、口座番号等も記載された上記写しを渡すまでの必要があったとは認め難い(預金残高の多さを問題にするのであれば、C組合の総会資料でも代替できたはずである。)」として、証拠資料の持出しの必要性がなく、手段としての相当性を欠くことから、違法性が阻却されないと判断しています。また、上司が離席中に、上司のパソコンからデータを複製して取得した事案(No.33)では、「公益通報する目的でデータを取得したとは認められない。むしろ、要求や意見を受け入れさせるために不利に情報を入手することを目的として不正にデータの取得を繰り返した」として、資料収集の目的が公益通報を目的としたものでないことを理由に、違法性が阻却されないと判断しています(同様に、公益通報を目的としない資料の持出しと認定した事例としてNo.45)。

証拠資料の収集・持出行為の違法性が阻却されるためには、その目的が公益通報

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

目的であることに加え、必要性や相当性が必要とされる場合があることには留意が必要です。

Ⅲ. 結語

以上のように、公益通報者保護法の施行から 17 年が経過し、同法に関する裁判例が集積されてきました。他方で、いまだ裁判例が集積していない論点もあり、例えば、通報者に対する解雇や不利益な取扱いが通報したことを理由とするものであるか否かについて、通報者と事業者のいずれが（実質的に）立証すべきであるかという論点については、実務上は重要な論点である一方で、今回の裁判例調査結果ではこの点について判断した裁判例はなく、今後の裁判例の集積が待たれます。また、改正公益通報者保護法で新たに公益通報対応体制の整備義務や公益通報対応業務従事者に対する守秘義務が導入されましたので、今後は、これらに関連する裁判例についても注目する必要があります。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『【オンデマンド配信】ブラジルにおける贈賄・コンプライアンス・社内調査の最新のトレンド』

視聴期間 2023年11月15日(水)～2023年12月31日(日)

講師 Marcel Ribas 氏、Jose Daniel Gatti Vergna 氏 (Mattos Filho 法律事務所)、御代田 有恒

主催 森・濱田松本法律事務所 (共催: Mattos Filho 法律事務所)

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

※ 本セミナーは、2023年10月11日にライブ配信したものとなります。

- セミナー 『情報管理関連規程の整備と留意点～個人情報や技術情報を適切に管理し、不正な利用や漏えいを防止する体制づくり～』

視聴期間 2023年12月1日(金) 10:00～2023年12月27日(水) 17:00

講師 北山 昇

主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『個人情報取扱担当者養成講座～担当者として理解しておくべき国内外の法規制とプライバシーガバナンスについて解説～』

視聴期間 2023年12月15日(金) 10:00～2024年1月15日(月) 17:00

講師 北山 昇

主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『営業秘密漏洩の対応の勘所と予防策～元検事が刑事告訴実務も詳細に解説～』

開催日時 2024年1月25日(木) 14:00～17:00

講師 今泉 憲人、宇賀神 崇 (宇賀神国際法律事務所)

主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『ChatGPT を含む生成 AI 活用の法務実務～知的財産権、法的・倫理的責任、ルール整備と関連契約等利用態様を踏まえた実務上の注意点～』

開催日時 2024年1月29日(月) 13:30～16:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社金融財務研究会

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

- セミナー 『第 5294 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「営業秘密侵害に関する刑事実務対応ー営業秘密の漏洩予防策から刑事告訴の実務までー」』
開催日時 2024 年 2 月 2 日（金）13:30～16:30
講師 今泉 憲人、宇賀神 崇（宇賀神国際法律事務所）
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『海外子会社における不祥事の初動対応と予防～海外贈賄などの具体的なケーススタディも含めて～』
開催日時 2024 年 2 月 13 日（火）10:00～12:00
講師 御代田 有恒
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『公務員との関わり方における留意事項とコンプライアンス～「渡す」、企業として「受けとる」の勤所から刑事対応まで～』
開催日時 2024 年 2 月 16 日（金）13:30～16:30
講師 今泉 憲人
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『企業における利用態様を踏まえた基礎からメリット・デメリットまで「ChatGPT を含む生成 AI 活用の法務実務」～利用態様を踏まえた実務上の注意点・情報管理や知的財産権との関係の勤所～』
開催日時 2024 年 3 月 4 日（月）13:30～15:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社 JPI（日本計画研究所）

文献情報

- 論文 「営業秘密侵害に関する刑事実務対応」
掲載誌 月刊監査役 756 号
著者 今泉 憲人

- 論文 「実務解説 申請書作成などの手続をどうするか 有報等の提出期限の延長申請における実務上の留意点」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1693
著者 宮田 俊

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

- 論文 「責任追及を見据えた従業員不正の対処法 第1回 従業員不正に関する諸論点」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.23 No.19
著者 木山 二郎、今泉 憲人（共著）

- 論文 「分配可能額を超えた配当等の法的責任」
掲載誌 企業会計 Vol.75 No.12
著者 藤津 康彦

NEWS

- **Chambers Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました**
Chambers Asia-Pacific 2024 で、当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が高い評価を得ました。
Crisis Management 分野からは藤津 康彦、梅津 英明、山内 洋嗣が選ばれました。

- **日本経済新聞社による 2023 年「企業法務税務・弁護士調査」において高い評価を得ました**
日本経済新聞社による「企業法務税務・弁護士調査」の「2023 年に活躍した弁護士」ランキングにおいて、危機管理・不正調査分野から山内 洋嗣、梅津 英明、林 眞琴、藤津 康彦が選ばれました。さらに、同調査の「頼りがいがある法律事務所」ランキングにおいて、当事務所は、「弁護士の知識や実務経験が豊富」（31社）、「幅広い分野に対応できる」（17社）などの項目で高い評価を受け、2位に選ばれました。

- **山内 洋嗣 弁護士が Lexology Client Choice Awards 2024 に選出されました**
Law Business Research による Lexology Client Choice Awards 2024 にて、当事務所の山内 洋嗣が Business Crime Defence 分野にて選出（日本で 1 名のみ選出）されました。